

ロビー展

阪神・淡路大震災, 東日本大震災,

広島土砂災害 ~震災から学ぶ~



神戸市東灘区深江本町（阪神高速倒壊現場）



岩手県釜石市（津波現場）



広島市安佐南区八木
（土石流家屋倒壊現場）

期間：**3月27日（日）**まで

場所：**福山市人権交流センター ロビー**

1995年1月17日阪神・淡路大震災, 2011年3月11日東日本大震災, 2014年8月20日広島土砂災害, 私たちは, 何度も大きな災害に見舞われ, 多くの命や建物が失われてきました。

福山市は比較的天災の少ない都市ですが, 発生の確率が高いといわれている南海トラフ大地震では, 福山市にも大きな被害が発生する事が県より発表されています。

震災で多くの命と引きかえに残された教訓“その時何ができるのか?それまでに何をすればよいのか?” 自助・共助・公助について学びます。

知っていますか？『登録型本人通知制度』

登録型本人通知制度の受付を2013年(平成25年)2月1日から実施しています。

近年、戸籍や住民票の写しなどの証明書が不正に取得され、身元調査などに悪用される事件が多発しています。これまで不正取得された個人情報、結婚や就職の際の身元調査、高齢者世帯への詐欺、交際相手への嫌がらせ、ストーカー行為などに利用されています。

このような身元調査を依頼したり引き受けたりすることは、差別意識や偏見を助長する行為で、決して許されるものではありません



制度の目的

登録型本人通知制度により、住民票の写し等が代理人や第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、不正請求及び不正取得による住民票の写し等の不正利用の抑止、防止に役立ちます。また、登録型本人通知制度が周知されることで委任状偽造や身元調査等の未然防止にもつながります。

●制度の内容

登録できる人

福山市に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む。ただし、死亡した人、失踪宣言を受けた人は登録できません。）

※疾病等により直接申請ができない人、市外在住の人も郵送等による申請ができます。本人確認書類の写しを同封のうえ申請してください。

●登録方法

本人通知制度事前登録申請書に、必要事項を記入し提出することで登録できます。

登録の際の必要書類は次のとおりです。

- ・登録する本人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
- ・代理人が登録する場合は、代理人の本人確認書類及び登録者本人が自署した委任状
- ・法定代理人が登録する場合は、法定代理人の本人確認書類及び法定代理人の資格を証明する書類

●通知の対象となる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍の謄抄本、戸籍の記載事項証明書（それぞれ除票又は除籍等を含みます。）

●受付窓口

市民課・松永市民課・北部市民課・東部市民課・神辺市民課・新市支所・沼隈支所・鞆支所・内海支所・芦田支所・加茂支所・水呑分室

●問合せ

市民課（Tel.928-1058）

人権交流センターをご利用ください!!

団体交流室の登録申請も随時受付中!!

福山市人権交流センターでは、さまざまな人権問題の解決に向けて共に考え、交流する場として部屋をお貸ししています。多くの市民・団体・グループの方々のご利用をお待ちしております。

※このような場合は、利用できません。

◎営利を目的とする場合

◎施設の設置目的に適合しない場合

◎政治活動や宗教活動を目的とする場合

貸し室

階	室名	収容人数	階	室名	収容人数
1階	大ホール	400人	4階	研修室1(和室)	10
	会議室	40		研修室2(和室)	20
2階	会議室	50		実習室	5
3階	会議室1	60	5階	研修室1(和室)	20
	会議室2	40		研修室2(和室)	16
	学習室	90		研修室3(和室)	16
4階	会議室	80		研修室4(和室)	16